

本案に対する委員長の報告は認定であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、委員長の報告のとおり認定されました。

○議長(赤星行人君) 日程第八 議案第百六号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 石川和夫君登壇)

○福祉部長(石川和夫君) 御指名をいただきましたので、議案第百六号、福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は東京都の疾病の種類に準拠いたしまして福祉手当を支給しておりますのでございます。今回特殊疾病の範囲の拡大と、新たに二種類の疾病を加えまして、疾病患者の福祉の向上を図るものでございまして、本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

別添中、重症性肺炎のすいに、突発性大腿骨頭壊死症と進行性核上性麻痺を加えようとするものでございます。これに伴いまして五十の疾病になるわけでございます。

それでは、新たに加わります二つの疾病について御説明申し上げます。

まず、突発性大腿骨頭壊死症でございますが、これは三十代から四十代に発病いたしました。明らかな原因なしでございます。大腿骨頭の血液が遮断され、壊死というのです。体の組織の細胞が局部的に死ぬということでございますが、発生し、歩行時または運動時の股関節の運びで発病し、骨が徐々に弱く

なるとともに、関節痛が増しまして日常生活上の動作も著しく支障を来す病氣とされております。

また、進行性核上性麻痺は主に中年期過ぎに発生しまして、緩やかに進行する原因不明の神経変性疾患で、主な症状といたしましては転びやすさが目立ち、歩行障害、かほうしの障害等を起こし、病気の進行とともに性格変化、知能障害も出現すると言われる病氣でございます。

次に附則といたしまして、本条例の施行期日は平成四年一月一日から施行しようとするものでございます。

なお、御参考までに申し上げますと、本条例に基づく特殊疾病患者は、当市におきましては十二月一日現在で百十一名になっております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(赤星行人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。十三番遠藤洋一君。

○十三番(遠藤洋一君) さらに二つの病気が追加されたことはよくわかりましたけれども、中身の説明もわかりました。それで今、手当を支給している対象が百十一名と言っていましたね。今度の二つに関しては、既にそういう患者さんがおられてというような形にはなっていますか、今のところは。

○福祉部長(石川和夫君) まだ病気の患者さんはございません。以上です。

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百六号は厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第百六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第九 議案第百七号 福生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第百七号 福生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

提案理由でございますが、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部が改正されまして、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金の貸付限度額等の金額が引き上げられたことに伴いまして改正しようとするものでございます。改正内容でございますが、条例第五条、災害弔慰金の額、三百万円を五百万円に、百五十万円を二百五十万円に改めるものでございます。次に第八条の三、災害障害見舞金の額中、百五十万円を二百五十万円に、七十五万円を百二十五万円に改め、次に第十条第一項以外の部分、いわゆる災害援護資金の貸し付けの限度額でございますが、二百五十万円を三百五十万円に改め、次に表中でございしますが、これは被害の種類、程度によってそれぞれの金額が定められておりますが、これを下段の一番前、百万円を百五十万円というように、以下それぞれ下段の表のように改めようとするものでございます。附則といたしましては、この条例は公布の日から施行いたしまして、改正後の福生市災害弔慰金の支給に関する条例（以下新条例とする）第五条及び第八条の三の規程は平成三年六月三日から適用ということになっております。また新条例第一項の規程は平成三年五月二十六日から適用ということになっておりますが、これは長崎県の雲仙普賢岳の噴火と大火砕流の災害を指しております。したがって、これらを救済するための適用が伴っておるわけでございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案第百七号は厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十 議案第百八号 平成三年度福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 野沢久人君登壇）

○企画財政部長（野沢久人君） 御指名をいただきましたので、議案百八号、平成三年度福生市一般会計補正予算（第四号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明を申し上げます。

予算の内容に入ります前に、本補正予算の歳出で教育費のうち社会教育費におきまして当初予算編成の際に積算の誤りがございました、今回大幅な減額予算をさせていただくことになりまして、まことに申し訳なく存ずるところでございます。本件は学校開放に伴います校庭照明設置事業で、当初予算の積算において校庭の実際の照明必要面積で算出すべきところを、誤って運動場の面積で積算したためのものでございまして、今後予算の積算に当たりまして十分に注意してまいりますので御理解を賜りたくよくお願いを申し上げます。

それでは、今回の補正予算の概要につきましてまず説明させていただきます。

まず、歳入におきまして主なものを申し上げますと、市税におきまして市民税の個人分の調定増によるもの、福祉関係の国都支出金で単価の見直し、対象人数の変更等による負担金、補助金増が主な歳入となっています。

歳出におきましては、総務費で仮称第三庁舎の建設事業費、民生費で保育単価等の見直しにより児童措置費の増、土木費で市道改良事業での用地買収費、及び先ほど申し上げました校庭照明設置事業費の減額が今回追加する主な歳出になっております。

それから、繰越明許と債務負担行為の補正をお願いしようとするものでございますが、これは今回の補正予算で御提案させていただきまず仮称第三庁舎建設事業、福生保育園、熊川保育園改築事業で年度内に事業が完了する見込みがないこと、及び事業内容の変更によるものでございます。

それでは予算書に基づきまして内容の説明を申し上げます。

予算書の一ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、総則でございますが、第一条で既決予算額に一億二千九百七十九万三千円を追加しまして、歳入歳出予算総額をそれぞれ百八十三億五百二十六万三千円と定めようとするものでございます。第二条は繰越明許、第三条は債務負担行為のお願いをしようとするものでございますが、内容は後ほど説明を申し上げます。

次に、三ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入につきまして説明を申し上げます。

第一款市税でございますが、八千万円の追加でございます、これは市民税で個人の現年課税分の調定増によるものでございます。

次に、第五款国有施設等所在市町村助成交付金等の百万円の追加でございますが、施設等所在市町村調整交付金で、今年度の交付額の確定によるものでございます。

次に、第八款の分担金及び負担金で四百九十三万六千円の追加は、対象階層、人数の変更等による児童措置費負担金の調定増によるものでございます。

次に、第十款国庫支出金の一千二百六万一千円の追加のうち、国庫負担金六百八十四万九千円の増額につきましては、主として保育単価の見直し等による児童措置費負担金の増二百八十七万九千円と、入所者の増によります精神薄弱者施設保護措置費負担金の増三百九十七万円の合計額でございます。国庫補助金の四百四十一万二千円の追加は校庭照明施設設置事業で、補助対象校が一校から四校にふえたことによります増額分一千二百五十一万八千円と、補助制度の改正によります高齢者開発事業補助金八百十萬千円の減額分との相殺額でございます。

次に、第十一款都支出金の二千万円の追加でございますが、まず都負担金の四百五十八万九千円の増額は児童措置費負担金で、国と同様に主として保育単価等の見直しによります増四百四十三万九千円と、支給対象者の増によります老人福祉手当負担金三百十五万円の合計額でございます。それから都補助金の一千五百四十一万一千円の増額でございますが、保育所運営費補助金の単価会計等によります一千百九十五万一千円の増、同じく産休等代替職員費補助金五十九万八千円の増と、福生保育園改築事業で仮園舎の土地と建物借上料に対します補助金の増百九十八万六千円、熊川保育園改築事業で仮園舎建設のための設計委託料及び土地借上料に対します補助金の増二百二十五万一千円、それに無認可保育室補助金で対象者の減員等によります減額分百三十七万五千円、以上相殺いたしましたして補助金の増額となるものでございます。

次に、第十六款諸収入でございますが、一千二百五十九万六千円の追加は、火災により焼失いたしました福生第二中学校講堂に火災保険として加入しております、全国私有物件災害共済会からの災害共済金の確定によります収入増九百三万九千円と、管外受託児分保育所措置費で対象者の増によります調定増三百五十五万七千円との合計額でございます。

以上が歳入でございます、合計いたしますと補正額は一億二千九百七十九万三千円で、歳入予算総額は百八十三億五百二十六万三千円となります。

次に、五ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出につきまして御説明を申し上げます。

第二款の総務費九千六百五十五万六千円の追加は、当初予算で設計委託をしておりました仮称第三庁舎

建設事業費でございました、構造はプレハブで、規模といたしましては二階建て、延べ面積五五三・一六平方メートルの建物を建設するための事業費九千四百九十六万一千円と、福生駅東口周辺自転車整理のための委託料の追加百五十九万五千円との合計額でございます。

次に、第三款の民生費の六千七百六十七万五千円の追加でございますが、社会福祉費で一千六百九十二万円の追加でございまして、ショートステイ事業の利用者の増による社会福祉協議会補助金の追加二百七十万五千円、入所者の増によります精神薄弱者施設援護措置費七百九十四万円、支給対象者の増によります老人福祉手当三百十五万円、老人性白内障水晶体等助成事業で申請件数の増によるもので五十二万五千円、さらに福祉会館管理費で光熱水費等の不足による追加二百六十万円との合計額でございます。児童福祉費の五千七十五万五千円の追加でございますが、保育単価の見直し等によります保育所措置委託事業費の追加四千八百四十五万円、市立保育園費で、先ほど歳入で御説明を申し上げました福生保育園、熊川保育園改築事業の追加四百二十三万七千円、さらに無認可保育室運営助成事業で委託児等の減等によります減額分百六十二万七千円がございまして、以上の相殺額でございます。

第四款衛生費の三百四十万円の追加でございますが、当初予算で発砲スチロールを粉碎して埋め立て処理するため工事予算を計上してございましたが、処分場の延命化を図るため計画変更をいたしまして、発砲スチロールをリサイクル——固化化をして再利用する処理機を購入いたそうとするものでございまして、補正予算の内訳は当初予算に計上してございました発砲スチロール粉碎機設置工事費一千万円を減額をいたしまして、新たに購入いたします発砲スチロール処理機四百万円を追加し、リサイクルセンター内の器械の修繕料九百四十万円を追加したものでございます。

次に、第七款の商工費の三百十九万三千円の追加は、福生市商業施設補助金交付規則によります装飾灯改良工事補助金百六十七万四千円と、中小企業振興資金利子補給金及び信用保証協会保証料の利用者増によります当初見込みとの差百五十一万九千円との合計額でございます。

次の、第八款土木費四千二百七十三万六千円の追加でございますが、道路橋梁費の三千二百九十三万六千円は、私道整備の適用条件の緩和のための工事費一千万円と、市道の補修工事三百万円、さらに市道改

良のための用地買収費一千九百九十三万六千円との合計額でございます。都市計画費の九百八十万円は公園維持工事費で、御心配をかけました多摩川中央公園の管理のための蛇かごを設置し、法面を整備するものでございます。

第十款教育費の小学校費の一千二百二十万四千円の減額は、事業の完了によります精算によるものでございまして、第一小学校講堂除湿温度保持事業費百三十万九千円、第二小学校講堂除湿温度保持事業費四百一十一万一千円、第七小学校防音機能復旧事業費五百七十九万四千円でございます。中学校費の二百十八万七千円の減額は小学校費と同様に精算によるもので、第二中学校防音機能復旧事業費でございます。社会教育費の八百四十七万一千円の追加は、片倉跡地が埋蔵文化財の包蔵地に位置するため、確認調査費四百七十七万一千円と、プチ市ギャラリーへの看板等の設置工事費三百七十万円との合計額でございます。保健体育費の六千三百六十五万二千円の減額は、予算の説明に入ります前に申し上げました校庭照明設置事業でございまして、当初予算の積算におきまして、校庭の照明必要面積で積算すべきところを、誤って運動場の面積で積算したことによります当初見込みとの差の減額分でございます。まことに申し訳なく存ずるところでございます。

次の第十一款公債費の五百八十一万四千円の減額でございますが、これは市債の利子償還費でございます。利率及び償還日等の変更によります調整額でございます。

予備費の九百三十八万一千円の減額は歳入歳出財源調整によるものでございます。以上、歳出の補正額は一億二千九百七十九万三千円で、歳出予算総額は百八十三億五百二十六万三千円となるものでございます。

次に、恐縮でございます、七ページをお開きいただきたいと思ひます。

第二表の繰越明許費でございますが、まず仮称第三庁舎建設事業は現庁舎の隣地五百七十八・五一平方メートルに建設するため、補正予算九千四百九十六万一千円を計上させていただきましたが、事業が居住者の都合によりまして年度内に完了する見込みがないため、工事費、管理委託料及び事務費と合わせまして六千八百二十二万九千円の繰越明許をお願いしようとするものでございます。また、福生保育園改築事

業は事業費三億五千四百七十一万七千円を計上してございますが、埋蔵文化財の発掘調査のため年度内に完了する見込みがないため、これも工事費、管理委託料及び事務費を合わせまして一億八千九百五十七万九千円を次年度に繰越明許のお願いをしようとするものでございます。

次に第三表、債務負担行為の補正でございますが、こちらも二事業ございまして、一つは第二表の繰越明許でお願いを申し上げました福生保育園改築事業が明年八月末にわたることから、仮園舎及び土地の借上料等を明年度も行う必要がありまして、債務負担行為限度額を一千七百五十九万六千円で、さらに熊川保育園改築事業は平成四年度事業として計画をしておりますが、保育園を早期に完成させるため仮園舎及び土地の借上料等を年度内に契約をする必要が生じたため、同じく限度額を七千八百八十四万六千円でそれぞれ定めようとするものでございます。

なお、福生保育園の改築工事請負契約の御同意はなるべく早い時期にお願いを申し上げたいと存じておりますので、よろしく御配慮のほどお願いを申し上げます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、慎重御審議を賜りまして原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百八号は総務、建設、厚生之三常任委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十一 議案第百九号 平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 岩崎好亮君登壇）

○市民部長（岩崎好亮君） 御指名をいただきましたので、議案第百九号、平成三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入におきまして、諸収入の雑入に電算会社よりの誤課税による実費弁償金を、歳出におきまして、老人保健拠出金等が確定したことにより補正をお願いするものでございます。また、今回大変御迷惑をかけました誤課税による課税の補正につきましては、次の理由によりまして補正は行っておりませんものでよろしくお願いしたいと思っております。

まず、新築軽減分でございますが、当初予算上は既に見込まれて計上してありまして、課税上の過程での計算ミスでございます。また、土地区分所有分の課税漏れにつきましては、十月に課税をさせていただきましたが、課税額が少額なことから、月割り課税のため今後さらに調定額の変更等が予測されますもので、そのためのものでございます。

それでは、恐れ入りますが三九ページをお開き願いたいと思っております。

初めに総則について御説明申し上げます。

第一条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百三十万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億九千七百四十四万六千円と定めようとするものでございます。

次に四十一ページをお開きいただきたいと思います。

第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

初めに歳入でございますが、第八款の諸収入におきまして百三十万七千円の増額補正は雑入でございますが、これは電算会社より国保税の誤課税に伴う担当職員の超過勤務手当分と、納税通知書等の消耗品代

でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

第三款老人保健拠出金につきまして六千六百九十五万七千円の減額補正でございますが、これは当初予算に計上いたしました予算が確定したために補正をお願いするものでございます。

次に、第七款諸支出金の概算交付金を精算返還するものでございますが、これは平成二年度の事業実績により国都支出金の概算交付金を精算返還するものでございます。

次に第八款の予備費でございますが、六千三百七十七万円の増額補正は、それぞれ歳入歳出を差し引き増減し調整したものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、何とぞ慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第百九号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十二 議案第百十号 平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 小野光朗君登壇）

○建設部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第百十号、平成三年度福生市下水道事業会計補正予算（第二号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、事業費及び公債費に関する歳出のみの補正でございます。

恐れ入りますが五五ページをお開きいただきたいと思います。

総則でございますが、第一条におきまして歳入歳出予算の金額は、第一表歳入歳出予算補正によることを定めようとするものでございます。

次に、五七ページをお開きいただきたいと思います。

第一表歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

事業費で四千六百三十八万円の追加補正でございますが、東京都との間で締結しまして、道路整備事業施行に伴いまして道路の排水計画と下水道計画との調整等に関する協定に基づきまして、都道二十九号線雨水管理設工事負担金でございます。これは新奥多摩街道で、現在、東京都が拡幅を進めております場所へ、道路排水と下水道の雨水排水をそれぞれ考慮した共同排水管を潜行をして工事しようとするもので、東京都が施工し、事業の効率化を図るものでございまして、その工事費の下水道の雨水排水負担分を福生市が負担するものでございます。

次に、公債費で五百六十七万七千円の減額補正は、公共下水道事業債利子で五百十七万八千円、流域下水道事業債利子で四十二万九千円の減額で、これはいずれも当初見込みより二年度の借入時期及び利率が変更されたことにより減額となったものでございます。

次に、予備費でございますが、四千七十七万三千円を減額し、財源調整をするものでございます。したがって、歳出合計は補正前と同額の二十四億一千二百二十七万二千元と相なるものでございます。

以上でございますが、慎重御審議をいただきまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。まして説明いたします。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
ただいま議題となっておりまして議案第百十号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第百十号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明七日から十九日までの十三日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって明七日から十九日までの十三日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は十二月二十日午前十時から開きます。
本日はこれをもって散会いたします。

午後一時五十七分 散会

⑦ 福総文発第二千五百十五号

平成三年十二月五日

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

追加議案の送付について

平成三年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第百十一号 福生市の一般職の職員の平成三年十二月期手当の支給割合を定める条例

(写)

福監発第 34 号
平成 3 年 12 月 2 日

福生市長 石川 彌八郎

殿

福生市議会議長

赤星 行人

福生市監査委員 持田 力 ㊟
同 林 田 武 ㊟

平成 3 年 10 月分例月出納検査の結果に
ついて

このことについて、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、検査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

- 1 検査日 11 月 27 日(水)
- 2 場所 監査委員事務局
- 3 対象 平成 3 年 10 月中における収入役の権限に属する現金の出納状況並びに関連事項。
- 4 結果 10 月中における現金の出納状況について関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、10 月末日における収支の状況は、別紙のとおりで計数上の誤りは認められなかった。

福生市議会議員 石川 彌八郎 ㊟

平成 3 年 12 月 2 日

福生市長 石川 彌八郎 ㊟

平成3年度

1 歳入歳出の状況

収入歳出の状況		本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本 月 末 現 在 高
会 計 名	予 算 現 額	本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	18,246,269	1,222,304,609	8,324,632,964	45.6	165,950,637
国保会計	2,296,139	1,401,848,786	8,158,682,327	44.7	101,689,421
老人保健		231,693,192	1,090,005,585	47.5	
医療会計	1,704,790	175,247,352	988,316,164	43.0	28,672,333
下水道		131,350,000	870,648,698	51.1	
事業会計	2,426,709	133,917,148	841,976,365	49.4	35,317,874
受託水道		181,024,021	1,022,193,588	42.1	
事業会計	981,600	57,039,863	402,963,150	41.1	45,102,136
合 計	25,655,507	47,573,864	357,861,014	36.5	376,732,401
		1,823,411,685	11,710,443,985	45.6	
		1,967,161,245	11,333,711,584	44.2	

2 歳入歳出外現金の状況

区 分	前月末現在高	本月中収入額	本月中支出額	本月末現在高
歳入歳出外現金	42,389,202 円	359,519,700 円	359,868,596 円	42,040,306 円
都 税	168,749,165	113,338,579	168,749,165	113,338,579
合 計	211,138,367	472,858,279	528,617,761	155,378,885

3 基金の状況

基金の状況		前月末現在高 円	本月中収入額 円	本月中支出額 円	本月末現在高 円
基	職員退職準備	123,586,610	0	0	123,586,610
	庁舎建設	2,250,692,430	0	0	2,250,692,430
	都市施設整備	6,434,153,939	0	0	6,434,153,939
	福生市育英	13,150,000	0	0	13,150,000
	市営住宅等管理	49,176,777	0	0	49,176,777
	財政調整	繰△200,000,000 929,640,143	0	繰△200,000,000 0	929,640,143
	学校施設等整備	969,736,242	0	0	969,736,242
	国際交流	168,898,255	0	0	168,898,255
	ふるさと	211,081,028	0	0	211,081,028
	金	用品調達	748,440	1,334,488	725,618
土地開発		278,086,043	0	0	278,086,043
中小企業振興 資金一時補填		2,000,000	0	0	2,000,000
国保高額療養費 資金貸付金		3,351,838	1,213,053	1,568,979	2,995,912
国民年金 印紙購入		15,472,950	49,539,800	50,000,000	15,012,750
		繰△200,000,000		繰△200,000,000	
合計		11,449,774,695	52,087,341	52,294,597	11,449,567,439

1 歳入歳出の状況			
区	歳入	歳出	繰越金
合計	17,449,774,632	25,087,341	11,449,774,632
国庫金	12,475,920	48,238,800	20,000,000
国庫金	3,321,838	1,513,023	5,985,915
国庫金	3,000,000	0	3,000,000
国庫金	2,178,048	0	2,178,048
市債	517,081,028	0	517,081,028
国庫文庫	188,888,228	0	188,888,228
市債	989,738,245	0	989,738,245
市債	959,840,143	0	959,840,143
市債	18,120,000	0	18,120,000
市債	6,434,123,939	0	6,434,123,939
市債	5,520,885,430	0	5,520,885,430
市債	153,288,810	0	153,288,810
合計	25,087,341	48,238,800	11,449,774,632

審査報告

議案審査報告書

一件	議案第九十四号	平成二年度福生市一般会計決算認定について
一	委員会付託年月日	平成三年 九月 二十日 (第三回福生市議会定例会)
二	委員会開会年月日	平成三年 十一月 六日 午前九時
三	委員会開会年月日	平成三年 十一月 七日 午前九時
四	委員会開会年月日	平成三年 十一月 八日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、賛成多数で原案を認定すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

平成三年 十一月 八日

平成二年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員長 齋藤 巽

福生市議会議長

赤星行人殿